

2025 シーズンゼルビアアシスト協賛申込書

ゼルビアアシスト申込規約を遵守することを了承した上、
以下のとおり協賛を申し込みます。

申込日: 2025 年 月 日

●会社情報

フリガナ	
会社名	印 個人印不可 電子印/電子署名可
ホームページ 記載名	
所在地	〒
会社 TEL	
会社メール	

●担当者名

フリガナ		部署	
担当者名		役職	
E-mail		携帯	

●お申込内容

ご協賛プラン	協賛料(税別)
	円

●入金予定日

入金予定日	2025 年 月末
-------	-----------

●ゼルビ屋掲載ご希望の場合サービス内容

内容	
	例:ドリンク一杯サービス、3,000 円以上の利用で〇〇プレゼント

●協賛期間

本協賛の有効期限はお申込み完了日から 2026 年 1 月 31 日までとします。
ただし、ゼルビーユニフォームおよびゼルビアフットサルパークへの
広告掲出の開始は、広告制作完了に準ずるものとする。

-運営者 お問い合わせ先-
株式会社ゼルビア ゼルビアアシスト事務局
〒195-0055 東京都町田市三輪緑山 1-1
FC 町田ゼルビアクラブハウス
E-mail : assist@zelvia.co.jp

ゼルビアアシスト申込規約

1. 協賛の申込み

ゼルビアアシスト（以下、「本協賛」という）に協賛いただく企業（以下、「協賛会社」という）は、協賛申込書（以下、「本申込書」という）に必要事項をご記入の上、電子メールに添付いただく等のメッセージの取り交わしによる方法または郵送にて、本申込書を当社担当者宛にお送りいただくものとし、株式会社ゼルビア（以下、「当社」という）が申込書を受理した日をもって、契約が成立するものとします。

2. 協賛内容

次条に定める協賛料のお支払いに対し、当社は、別途協賛会社に対して提示する提案書に記載するプライスリスト等を踏まえ、本申込書の「お申込内容」に記載する協賛プランに応じたサービスを、協賛会社に対して提供するものとします。なお、詳細については当社と協賛会社との間で別途協議のうえ定めるものとします。

3. 協賛料の支払い

協賛会社は、本申込書の「お申込内容」に記載する協賛料を、当社の発行する請求書に記載された期限までに、請求された料金の全額を当社の指定する銀行口座へ振り込むものとし、振込手数料は協賛会社が負担するものとします。なお、協賛会社が協賛料の支払義務を怠るなど、本申込及び本規約に違反した場合、当社は、協賛会社への通知により、本協賛を解除することができるものとします。

4. 申込内容の変更およびキャンセル

契約成立後の変更およびキャンセルは原則として認められないものとします。

5. 不可抗力

不可抗力（天災地変、異常気象、戦争・クーデター等その他）により興行が中止となり本協賛の全部または一部を履行できなくなった場合でも、協賛会社は当社に対して、本申込書の「お申込内容」に記載する協賛料として既に支払った協賛料の返却を請求することはできないものとします。

6. 遵守事項

当社は、協賛会社のロゴ、マーク等を無断で変更・加工等をして利用しないものとします。また、協賛内容への利用以外の用途で利用しないものとします。

7. 秘密保持

当社及び協賛会社は、本協賛に関連して知り得た相手方の業務上の秘密を本協賛の有効期間中のみならず、その終了後も第三者に漏洩してはならないものとします。

8. 反社会的勢力の排除

(1)協賛会社は、自らが、次の各号のいずれにも該当しないこと、本協賛の有効期間において次の各号のいずれにも該当しないこと、及び各都道府県が定める「暴力団排除条例」を遵守することを確約するものとします。

- 1 役員に暴力団員その他の反社会的勢力に属する者（以下、「暴力団員等」という。）が存在すること。
- 2 暴力団員等が経営を支配していること。
- 3 暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- 4 暴力団員等であることを知りながら使用人として雇用していること。
- 5 役員が、自社、自己または第三者の利益を図る目的で暴力団員を利用していること。
- 6 役員が、暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、暴力団その他の反社会的勢力の維持、運営に関与をしていること。
- 7 役員が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(2)協賛会社は、自らが、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- 1 暴力的・脅迫的な要求行為。
- 2 法的な責任を超えたまたは公序良俗や商慣習に反する不当な要求行為。
- 3 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- 4 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて相手方の名誉・信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。
- 5 その他前各号に準ずる行為

9. 専属的合意管轄裁判所の合意

本規約は日本国の法律に準拠するものとし、本規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

10. 権利譲渡の制限

協賛会社は、当社の書面による承諾を得なければ、本協賛から生ずる権利ならびに義務を第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものとします。

11. 損害賠償

協賛会社および当社は、本協賛に関してその責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合には、相手方に対しその損害を賠償する責めに任ずるものとします。

12. 規定外事項

本協賛に定めのない事項または本規約の解釈に疑義を生じた場合は、両社誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。

以上